

国分寺市教育委員会議事録・第7号

会議の種類 第6回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和4年6月23日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古屋 真 宏
教育長職務代理者	富 山 謙 一
委 員	大 木 桃 代
委 員	辻 亜 希 子
委 員	藤 井 健 志

(説明員)

教育部長	可 児 泰 則
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	日 高 久 善
学校指導課長	高 橋 美 香
学校教育担当課長	大 島 伸 二
指導主事	野 村 宏 行
指導主事	渡 辺 大 輔
社会教育課社会教育担当係長	山 田 和 啓
ふるさと文化財課長	新 出 尚 三
公民館課長兼本多公民館長	本 多 美 子
図書館課長兼本多図書館長	櫻 井 明 徳

(事務局)

書 記	佐々木 理絵子
書 記	富 永 菜 月
書 記	山 口 徹

傍聴人 5人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番富山教育長職務代理者、4番辻委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

・令和4年4月28日開催の令和4年第4回国分寺市教育委員会定例会議事録第5号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。6月13日から小学校の日光移動教室が始まりました。昨年は延期となり、秋から冬にかけての日光移動教室となりましたが、今年度は本日まで6校が実施をして、予定どおり進んでいます。

また、今度の日曜日から第2陣がスタートします。各学校のブログにその様子なども掲載しているので、ぜひ御覧いただけたらと思います。子どもたちがいきいきと楽しそうに活動した様子を見ることができます。これからも子どもたちのために、感染防止対策をしっかりとしながら、安全第一で様々な行事を進めていただきたいと思います。

運動会は明日、第四中学校が実施予定であり、春の運動会は以上で全校終了となります。

〔議事〕

1 議案第33号 国分寺市社会教育委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市社会教育委員の設置に関する条例(昭和35年条例第4号)第2条の規定に基づき、委員を委嘱する必要がある。

社会教育課社会教育担当係長 裏面の「令和4・5年度国分寺市社会教育委員候補者名簿」を御覧ください。今回、新任の委嘱として柿崎洋一氏が小学校校長会から推薦されたことに伴い、委員の追加の御承認をお願いします。

次ページの参考名簿は、本年3月24日の定例会において、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間の任期で、No.1からNo.8までの方々の御承認をいただきました。その際、学校教育分野で、後日小学校校長会から委員が選出される予定である旨を申し上げており、今回の委嘱となりました。

御審議のほどよろしく願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 既に8人の方が委員として委嘱をされておりますが、追加として1人、小学校校長会からの御推薦で、第七小学校の柿崎洋一校長が推薦されましたので、候補者として挙げさせていただきます。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

2 議案第34号 国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例（平成 23 年条例第 26 号）第 3 条第 1 項の規定により、委員を委嘱する必要がある。

ふるさと文化財課長 候補者名簿を御覧ください。委員定数は 10 人です。左端の No. 1 から No. 8 までが 1 号委員、識見を有する者 8 人です。No. 9, No. 10 が 2 号委員で、国分寺市文化財保護審議会委員より 2 人が選出されています。併せて、この 10 人中 9 人は再任となっていますが、No. 10 の福島氏は新任となります。

2 号委員は、国分寺市文化財保護審議会委員の会長及び副会長が選出されています。5 月 16 日に開催された文化財保護審議会において互選により、副会長に新しく福島氏が選出されています。福島氏には、史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会委員にも新任として就任いただくものです。

任期は、令和 4 年 7 月 8 日から、令和 6 年 7 月 7 日までの 2 年間となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

（意見・質疑の要旨）

教育長 今年、武蔵国分寺跡が史跡に指定されて 100 周年を迎えますので、新たな委員の皆様方には、ぜひ様々な御意見をいただきながら、史跡整備をしっかりと行いたいと思います。

（採決）

原案どおり可決（全員一致）

〔協議〕

1 学校水泳指導における民間等の屋内プール施設活用の試行実施の方向性について

（事務局からの説明）

教育総務課長 学校水泳指導における民間等の屋内プール施設活用の試行実施の方向性について協議の提案をします。

学校水泳指導の民間等の屋内プール施設の活用に関して、これまで教育委員会の学校教育分野の各課で研究・検討を行っていました。併せて、学校長や、体育を専門教科としている教諭等、学校現場の代表者の方々からの声も伺った中で、今後の取組について、一定の方向性がまとまったので、本定例会において、協議事項としてお示しをして、決定をいただきたいものです。

それでは資料に沿って御説明します。協議資料の項番 1 「背景・趣旨」ですが、近年、夏の猛暑や局所的な集中豪雨の発生など、急激な気候変動により、学校の水泳授業が中止・中断されることがあり、計画的な水泳指導が難しい環境になってきています。

また、水泳指導の期間中は、気温・水温の把握、付属設備を含むプール施設の清掃、残留塩素濃度の管理などの学校プール施設の運営に係る衛生維持管理のほか、授業当日の水泳指導とともに、事前のきめ細かい指導準備など、これら学校の水泳指導に係る教員の負担も決して少なくない状況です。

今後子どもたちのより良い学習環境の構築に当たり、学校施設の管理・運営方法についても、これまでになかった新しい仕組みを検討して、導入していく必要があると考えています。

以上のことから、市教育委員会として、民間の屋内プール施設を活用した学校の水泳指

導について、試行実施に向けた取組を推進していきたいと考えています。

次に項番2の「試行実施により期待される効果」です。今申し上げた天候に左右されない計画的な水泳指導や、教員の負担軽減などのほかに、学校の敷地内において、プール施設が不要になることで、例えば、狭あい化した校庭の面積確保など、将来的な教育施設環境の維持・向上に関するプランの幅も広がるなどの効果も見込まれ、学校施設におけるより快適な学び環境の確保に寄与すると考えています。

次に項番3の「試行実施にあたっての課題」です。教育課程の編成に当たり、民間プール施設の利用時間等の調整が必要になり、学校等との十分な協議が必要となります。ほかにも、校外の施設利用になり、特に児童にあつては学校と民間施設間の移動に関して、安全性を踏まえた移手段を確保する必要があると考えています。

次に項番4「試行実施校の選定」です。現在の学校プール施設の稼働年数や構造、また35人学級の実施に伴う今後の増築校舎の整備などを踏まえた校庭面積の確保、民間プール施設の移動距離や時間等の状況などを、総合的に考慮しながら検討してきた結果、市立第三小学校を優先校として、試行実施する必要があると考えています。

項番5の「今後のスケジュール」です。今後は、試行実施校を決定して、試行実施校との実施に当たっての協議あるいは調整のほか、今後のスケジュール等について、決定していきたいと考えているところです。

次年度は、現在、当初予算編成前でもあり、あくまでも現時点でのイメージですが、試行実施を進めて、検証を行い、本格導入に向けた検討を行っていきたいと考えています。

(意見・質疑の要旨)

教育長 民間等の屋内プールを活用しながら、学校の水泳指導を試行実施していきたいというものです。様々な環境面での変化、また、学校の施設の現状を考えた際にも有効ではないかと、これまで内部でも様々な側面から検討しており、本日は、教育委員の皆様方にこの点について御意見をいただきたいものです。

御質問や御意見などあるかと思しますので、御自由に御発言いただけたらと思います。

藤井委員 試行実施校が第三小学校ということで、中学校は水泳部であったり、部活としてではなく、水泳で大会に出るような生徒は、民間のプール施設で専門家の指導を受けることができることは望ましいと思う一方で、施設面において、学校施設外にプールがあることに不安を感じる人も出てくると思います。保護者の方も住んでいる地域の中学校の部活を見据えて、小学校時代から習い事を考える方もいるかと思えます。第三小学校が軌道に乗った後は小学校での導入がメインで考え、中学校はその後という理解でよろしいでしょうか。

教育総務課長 これまでも中学校を含めて、研究・検討は行いましたが、本市の中学校においては、部活動を実施している学校もあり、水泳部のための活動場所の確保などの課題や今後、夏季の地域市民プールの開放なども念頭に入れて検討をしてきた結果、現時点においては校外化の実施は難しいという認識をしています。

教育長 中学校の水泳部は今どのような状況でしょうか。何校ぐらい実施しているかわかりますか。

学校教育担当課長 第四中学校に水泳部があり、活動をしています。

藤井委員 今のお話をお伺い、安心しました。

大木委員 その年度の天候にも左右され、必ずしも継続的で十分な水泳指導が行われているとは言い難いことを私も耳にしています。民間施設の利用によって、より個別的、効果的な水泳指導が行われることは、児童にとっても有効な提案になると思います。時代の変化もあるので、基本的には民間等の屋内プール施設の活用については、前向きな意見を持っています。

課題として、安全性について移動の点だけ書いてありますが、恐らく、民間等の屋内プール施設の場合には、その時間帯に、一般の方も利用されている可能性があると思います。見ず知らずの一般の方と一緒に、安全面について懸念される保護者も多いのではないかと推測いたします。実施に当たっては、十分な安全性が確保できることを、ぜひ確認をしていただきました上で、お進めいただきたいと思います。

また、他の自治体においても、既に先行して民間のプール施設の利用が実施されているところはたくさんあると思います。比較的、よい話しか一般的に耳に入ってまいりませんが、当然マイナス面などもあると思います。既に先行している他の自治体の情報を入れて、子どもたちの泳力の向上はもちろんですが、保護者の皆様の心配される点も払拭できるように御検討いただきました上で、お進めいただきたいと思います。

教育総務課長 今回の民間施設の活用・試行実施について、当然有効性だけではなく、安全性の確保が重要で、しっかり対応していく必要があると認識しています。本日は第一段階として、協議事項としてお示ししていますが、今後、この方向性で決定していく中で、事業者とも協議をする場面が出てくると思います。御指摘をしっかりと受け止めて、子どもたちが安全に学べるような環境の確保についても念頭に入れながら、事業者と調整をしていくことで考えてまいります。

他市のマイナス面等の情報も、現時点で情報等をいただいている自治体もありますが、引き続き情報収集をして、そのマイナス面をしっかりとカバーできるような事業にしていきたいと考えています。

大木委員 今お話がありましたように、例えば、資料に書いてあるような課題で、教育課程の編成や、業務委託料などは、教育委員会の立場で解決に向けて検討していただければいいことですが、今申したような安全性は、保護者の方は非常に御心配になられることですので、ぜひ丁寧にお進めいただきたいと思います。

教育長 いただきました御意見をしっかりと受け止め、今後、民間の事業者と打ち合わせや調整をする中で課題解決に当たっていくようお願いいたします。

辻委員 民間等の屋内プール施設の活用となっていますが、プール施設というハード面の活用だけでなく、インストラクターの方や指導についても共同で行っていくとお考えでしょうか。

教育総務課長 ハード面の活用だけではなく、できれば指導員による水泳指導も併せて実施していきたいと、現時点で幅広く考えています。

辻委員 今後の課題の中で、教育課程の編成とありますが、時間の面だけでなく、実際これまでプールの指導をしてきた学校の先生方と、プール施設の指導員の方とどのように連携をしていくのかなどの問題が大きなことになっていくと思うので、その点を十分に留意していただけたらと思います。指導をする方が、これまでと異なってくると、子どもたちにどのような力を身につけさせたいかも、おのずと変わってくると思います。

私個人の感想ですが、近年の気候変動の影響もあるのか、プールに入れる日数・時間数が短くなっているにもかかわらず、従来どおり、5年生だったらここまで泳げるよう

に、6年生が終わるまでにはここまで泳げるようにというはっきりした目安があって、そこに至るまでに細かく何級、何級、何級とあり、進級テストがあって、達成できたら水泳帽にマークがつくという指導がなされているように見聞きしています。時間が減っているのに、到達点とする目標が同じとなると、子どもたちの中には、外で習っていて得意な子はよいが、かえって水が嫌いになってしまったり、水泳の授業が負担だと感じる子がでてしまったりするのは逆効果だと思ったので、そのあたりもこの機会に再考していただけたらと思います。

気候等の変化の影響を受けないメリットを生かすのであれば、泳力をどの子にも十分身につけさせたいということが達成を可能にしてくれると思いますし、逆に、それでも苦手な子はいらっしゃるので、水に触れる楽しさや、安全に泳ぐにはどうしたらよいかなど、そのような面の指導も十分していただき、ぜひともこの機会に、水泳指導を通して子どもたちに何を身につけてもらうかをよく考えていただき、実践していただく機会にいただけたらと思います。

学校教育担当課長 基本的には、学習指導要領に基づき、水泳指導を行っていくこととなりますので、発達段階に合わせて、1年生であれば水遊びや水に親しんで楽しんでいく。それから学年が上がるにつれて、指導要領の目標に基づいて指導を進めていくことになると思います。民間活用となると、インストラクターや専門的な指導技術をお持ちの方もいるので、担任に加えてそのような方も指導に加わっていただければ、子どもたちの泳力等がさらに伸びていくのではないかと期待しています。

富山教育長職務代理者 インストラクターの方たちと協議を進めていき、指導計画をこれから作成していく中で第三小学校から始めるとすれば、第三小学校に適した指導計画が作成されていくこととなりますが、その中で1点だけ質問させていただきます。

水泳の授業を丸投げするのはあり得ない話ですが、引率、生徒指導、それから指導計画の作成、並びに評価という点は、専任の教員が受け持つこととなります。指導技術の高いインストラクターとのチームティーチングが、児童をよく理解している担任の先生がプールサイドにいてくれて、そこでインストラクターに助言をしたり、インストラクターと同時にプールに入ってチームティーチングも考えられるのですが、想定では現時点でどのような協力関係で指導するかについては、どのようにお考えでしょうか。

教育総務課長 今回、この試行実施の方向性を決定していただく上で、今おっしゃったことをこれから事業所と詰めていくことになるかと考えています。民間施設において、学校で現在行われている授業の要素をしっかりと入れて、その上で体育の授業としてより有効になるものを考えて、双方で協議をしながら進めたいと思います。

富山教育長職務代理者 説明をお伺いして、合理的でそして利点の多い、メリットのある方向に進むような感じを持ちました。その視点として、1つは、子どもの側に立ったとき、それから、教員の側に立ったとき、もう1つは、行政の側に立ったときという、その3つの視点から、大変合理的であり、そして利点の多い方向が見えてきた気がします。

子どもの側に立ってみると、学校プールは、気温と水温を足して一定の基準になったらできるルールになっていると思うので、「今日できるかな」「できないかな」というのは、当日行ってみないとわからず、できない場合もあります。外気温の中ですので、学校のプールは寒いし冷たいということが多々あるわけですが、そのような中で、気温が一定に管理され、水温も一定に管理されたところで泳ぐことは、泳ぐ環境が子どもにとって随分違うので、水泳嫌いをつくらない、水泳が楽しくなるという環境が整うと思います。学校の

プールの場合は、学級担任が指導します。学年でも、3クラスあれば3人、それ以外に1人入るかくらいで、30人から35人を見なければなりません。しかし、屋内の民間の温水プールの場合には、それより少ない人数になります。専門的な人たちから小集団で指導されることによって、個別最適な指導が子どもに与えられ、泳ぐって楽しい、水に接すると楽しいという気持ちを持ちながら、学ぶことができるのではないかと子どもにとって利点かと思えます。

35人学級並びに児童数がどんどん増えてくる中で、プレハブ校舎ができて、学校内が本当に狭くなっています。第三小学校もそうですが、そのような中でプールが取り壊されると校庭の面積が確保され、それは遊び場が確保されることであって、これも子どもにとっては大変よいことかと思えます。

2つ目の、教員の側に立ってみると、水泳指導では、引率、児童指導、指導計画の作成、そして評価という面では、従来どおりのことが行われますが、水泳指導という部分が軽減されることは、働き方改革に若干でも寄与すると思えます。しかし、プール管理面からすると、清掃、排水、注水、それから日常のろ過機を回すこと、そして塩素濃度を調査することなど、膨大な作業量の仕事が教員からなくなります。これは働き方改革にとって大変有効な方向ではないかと捉えます。

3つ目の、行政面では、今までは学校ごとにプールを完備し、夏場しか使わないのは、プールの管理から考えると、老朽化する中で、それを新しくする。あるいは、民間プールに準ずるようなプール施設をつくることになったときに、民間に移ることと比較した場合、財政的なメリットを検討していくのではないかとと思えます。そのような面でも、子ども側から見ても、教員側から見ても、それから行政側から見ても、この方法はきちんと構築していくことが望ましいと考えます。

教育長 まだ課題や心配な点もあるので、これから精査しながら、検討して、試行していき、しっかりと検証を行い、今後の国分寺市の学校水泳指導の在り方について、再度御提案をさせていただくという流れです。

大木委員 学校外の施設で、特にいわゆる教員でないインストラクターの方などに御指導いただくことに関する意見です。中には人とコミュニケーションをとるのが苦手な児童や、水も含めて非常に繊細な児童もいると思えます。学校現場であれば、先生方がそれぞれ、細やかに対応をされてきたことと思えます。一律に、単に泳力を伸ばすことだけが主眼になって、そのような個々の配慮が必要な児童に対する気遣いや配慮が欠けてしまうことになっては、かえって本末転倒になり、水が嫌になってしまう、水泳の時間が嫌ということになってしまいます。今後インストラクターの方に御協力いただくのであれば、そのような個別対応、あるいは配慮が必要な場合には、どのようにしていくかも、ぜひ十分に協議をした上で、進めていただきたいと思います。

教育長 それでは本日御提案させていただきました方向性をもとに、試行の準備を今年度させていただきたいと思えますがよろしいでしょうか。(反対意見なし) まだお時間ありますので、今後、御意見を頂戴しながらやらさせていただきますので、よろしくお願いします。

〔報告〕

1 令和4年第2回定例会の一般質問について

(事務局からの説明)

教育部長 それでは6月1日から6月6日に行われました令和4年第2回定例市議会の

一般質問につきまして、簡単に御報告させていただきます。資料を御覧ください。今定例会におきましては20人の議員から通告があり、教育関係は16人から質問をいただいております。通告順に概要を御報告させていただきます。

2番、小坂みちよ議員。項番1、史跡武蔵国分寺跡について、(1)100周年記念事業について、オープニングイベントの午後の部の状況、今後のイベントの状況について御質問をいただいております。その旨、状況を答弁させていただきます。また、例年、佐渡市から薪能を呼んで行っておりますが、100周年記念事業としてできないのかという御質問をいただいておりますが、事業としては考えていないという答弁をしております。

(2)おたかの道湧水園について、オープニングイベント時の無料開放についての状況を御質問されました。例年の約2倍の来場者が来たという答弁をさせていただきます。また、湧水園内にあります七重塔の再塗装についても御質問いただきました。これについては、必要な予算措置をした上で適宜対応していくという答弁をしております。

項番2、市内文化財について、法人や個人が所有する文化財の管理について御質問がありました。補助制度について答弁しております。さらに、日々の管理に労力を要しており、管理している人へのフォローをお願いするという御質問をいただきましたので、所有者とは日常的に関係の構築に努めており、文化財を管理することによる困りごとはないかなど、声掛けを引き続き実施していくという答弁をしております。

項番5、心の健康維持について、(1)不登校児童・生徒を持つ保護者に対するサポートについて、保護者が相談できるような施設はあるのかという御質問をいただきました。教育相談室やトライルームが活用できるということと、トライルーム等を利用している児童・生徒の保護者には、個人面談や保護者会を定期的を実施し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談することも可能であるといった旨の答弁をしております。また、学校での対応についても御質問がありましたが、個々の状況に応じて、しっかり対応していくという答弁をしております。

続きまして、3番、さの議員。項番2、認知症対策について、(1)チームオレンジの活動について、小学校で認知症サポーター養成講座を実施しておりましたが、このところ、実施ができておりません。再開の可能性について御質問をされております。実際に、校長連絡会で関係部署より、再開について周知をし、各学校に講座を開くよう依頼の周知をしております。教育委員会といたしましても、各学校へ講座を活用するよう働きかけを継続していくという答弁をしております。

項番3、コロナ禍における女性の負担軽減事業について、(1)小・中学校トイレの生理用品配備について御質問をいただいております。以前も御質問をいただいておりますが、個室のトイレへの配備について要望をいただきました。一定のトイレにも設置する方向で準備を進めており、在庫数の確保についても、十分対応可能な在庫数が確保されていることを確認している旨、答弁をしております。

4番、高橋議員。項番1、教育環境整備、(1)安定した学校給食の提供について、食料料費の高騰への対応について現場ではどのような対応をしているか御質問をいただきました。影響が出ている状況ではありますが、現段階では原価を抑えるよう献立について様々な工夫をして対応している旨の答弁をしております。また、保護者の負担をぜひ回避してほしいという御要望をいただきました。これについては、追加の補正予算で準備をしまして、地方創生臨時交付金を活用できるよう準備を進めている旨、答弁をしております。更に、質・量ともに影響が出ないようこれまでどおりの対応をしてほしいという要望に対

し、今後もさらなる物価高騰等があれば、予算措置等必要な対応をすると答弁しております。

5番、新海議員。項番3、史跡指定100周年記念事業について、(1)今後の行事予定について、御質問をされております。記念講演やシンポジウムの予定について、今後の予定を答弁しております。また、全国の国分寺の写真をリオンホールなど国分寺駅周辺で展示できないかという御質問をいただいております。武蔵国分寺と同時に国史跡指定を受けた8か所と、前年に史跡指定を受けた8か所、これらのパネルをc o c o b u n j iプラザのまちの魅力発信コーナーや、10月22日の講演会で展示する予定である旨、答弁させていただきます。新海議員の要望として、リオンホールを使ったイベントを企画・検討してほしいと締めくくられております。

6番、だて議員。項番4、教育環境整備について、(1)学校でのマスクの着用について、現状について御質問されました。国等のガイドラインに基づいて、人との距離がとれない場合や、会話をする場合はマスクを着用すること。また、体育の時間や運動部活の際には着用しなくてもよい。熱中症等の健康被害の可能性が高い場合は、十分な距離をとった上でマスクを外すことを指導している旨、答弁しております。

また、厚生労働省から新たな方針が出ておりますので、その方針とこれまでの状況と何が違うのか御質問をいただいております。基本的な感染防止対策は変わりません。文部科学省からも通知が出ており、「熱中症への対策を優先すること」が改めて示されました。

また、厚生労働省の公表後の状況について問われました。事前に学校に指導を行い、運動会の視察の中では、小学校ではマスクを外しているような状況が見てとれました。一方で、中学校では、ここ数年のマスク生活を続けていたこともあり、素顔を見せるのが恥ずかしいという生徒もいると聞いております。また、先生自らマスクを着けたり外したりして、行動を示しながら指導している状況です。子どもたちが自ら判断できるように指導していきたいということです。

また、集団心理や同調圧力などから自分の思いとは異なる対応をせざるを得ない子どももいるため、そのような場合の対応について御質問がありました。子どもが不利益を被ったり、差別や偏見を受けたりすることがあってはならないと考えており、引き続きマスクを着用すべき場合と、外してもよい場合をわかりやすく指導していきたい。また保護者にも通知をして、トラブルを未然に防ぐようにし、差別や偏見を生まない人権教育が必要であると答弁をしております。

続きまして、(2)欠席連絡等のICT活用について、欠席連絡は、紙ベースの通信手段が主流であると聞いており、ICTを活用した連絡方法はとれないのかという御質問をいただいております。学習用として使用してきた学習支援コンテンツに欠席連絡の機能が加わりましたので、そのことを学校に通知をしております。その状況を踏まえて、各学校では有効活用を進めていただきたいという答弁をしております。準備が整い次第、各学校で対応していただくこととなります。

(3)通学路の防犯カメラ増設について、さらなる増設を考えられないかという御質問でございました。防犯カメラの設置・運用は、条例等により厳格に運用しています。増設は、プライバシーや個人情報の観点から慎重に検討したいという旨の答弁をしております。

7番、木島議員。項番3、学校の教育環境について、(1)校庭及び施設整備について、第三小学校を例にとり、校庭が狭い学校もあり、その点についての対応を問われました。市としましては、35人学級を段階的に実施していく中で、屋外運動場の状況に十分留意し

ながら対応していきたいと答弁しております。35人学級の対応は、既存の各教室を普通教室に転用していくことを基本とするが、状況によっては、学校敷地内に新たな増築棟を建設することを視野に入れており、その際には、屋外運動場のスペース確保は重要であるため、様々な手法を模索しながら円滑に取り組んでいくという答弁をしております。

また、原油高や物価の高騰で、市の学校施設の整備に大きな影響は出ていないかという御質問もありました。第七小学校は、そのような状況を踏まえ、数か月間着工時期を延伸となっておりますが、第六小学校、第七小学校、第一中学校の大規模改造工事はスケジュールどおり進めていく予定であり、今後も社会状況を見極めて子どもたちの安心・安全・快適な学校施設の環境整備に努めていくと答弁しております。

(2)部活動について、段階的な地域移行について御質問をいただいております。スポーツ庁が主催している検討会議におきまして提言案がまとめられ、段階的に地域移行を進めることが示されている状況です。文化部活動も、文化庁の有識者会議で検討中で、そのような国や都の動向を踏まえて、見守っていきたいと答弁しております。

また、市での部活動指導員や外部指導員の状況について御質問があり、現状の配置状況を答弁しております。教員の働き方改革の1つの手法として、今後も活用の充実を図っていきたいという旨の答弁をしております。

また、一部の自治体で実施されている合同部活動についての見解も問われました。国や都の動向を踏まえながら、しっかり検討していきたい旨の答弁をしております。

続きまして、10番、はせべ議員。項番5、公民館の運営について、(1)公民館課に係る教育委員会事務決裁規程の一部改正について、(2)公民館体制について、経過を問われました。決裁責任者を管理職である課長職以上にすることにより、責任の所在を明らかにする必要があると判断し、改正を行った旨、答弁しております。また、事前説明等をしっかりすべきという御質問もいただきました。これについては、関係者に対しては丁寧な説明や情報共有を図っていく旨を答弁しております。

この事務決裁規程の改正によって、今後体制が変わるのかといった御質問もいただいております。館長は各公民館の中心となって事業や講座を実施することには変わりはない、その上で公民館課長は管理職として公民館全体にわたる課題などに対し、引き続き責任をもって対応していく旨の答弁をしております。

続きまして、11番、丸山議員。項番4、電子図書館について、(1)現況について、(2)今後について、現在の状況、あるいは、書籍の選定の基準について御質問を受けております。当初の予定よりも若干遅れている旨の答弁をしております。また、書籍の選定については、システムから可能なものを選定することになるといった旨の答弁をしております。

また、視覚障害者向けの機能について対応できるのかといった御質問もいただいております。音声の自動読み上げや字の大きさの変更が可能であること、オーディオブックなどの提供も行っており、より一層読書を楽しむ環境を提供できると考えている旨の答弁をしております。また、利用者の周知・職員への研修・運用についても、御質問がありました。それぞれ、実施予定のものを答弁しております。

今後につきまして、事業者の切替え等を考える必要性について御質問されております。利用者数や利用者の声、使い勝手などを評価しながら、総合的に検討していく旨の答弁をしております。

12番、中沢議員。項番2、就学援助制度について、(1)修学旅行への参加費用について前倒し支給を実現すべきである。対応を求めるについて、御質問をいただいております。

修学旅行に対する就学援助の対象人数，費用について，これまでの修学援助費の給付の流れについて御質問されており，現状を答弁をしております。また，市が事前に旅行の費用の援助を渡すこと，あるいは市が一括して旅行会社に納入する方法などが検討できないかといった御質問をいただいております。事前に支払った場合，事後の精算手続が必要になったり，振込方法など様々な手続を検討しなければならず現状では難しく，他市の状況も確認しながら検討・研究していきたいと答弁をしております。

項番 3，ヤングケアラー支援について，(1) 今後の施策推進に向けての方針を問うについて，今年度，スクールソーシャルワーカーを増員しており，その状況についての御質問がございました。4人体制にしたということ，ヤングケアラーを含め，様々な不安や悩みによりきめ細やかに対応できるように相談支援体制を整備した旨の答弁をしております。また，ヤングケアラーは，具体的な支援方法について，市長部局と連携をとりながら考えていくといった答弁をしております。

続きまして，13 番，岡部議員。項番 4，中学校給食について，(1) 給食時間の長さ，アレルギー対応，残渣の問題など，現状の必要な改善をについて，食べる時間が短いということが以前からもあったと御質問をいただいております。現在は，全ての中学校で給食時間を 25 分確保していますと現状について答弁をしております。

(2) 食育の取組の向上をについて，中学校に進学した場合に，小学校の時との違いに戸惑っているようなこともある。食育についてどのような対応をしているかを御質問されております。食育は，小学 6 年生の 3 学期，中学校に入学した 1 年生の 1 学期に栄養士等が食育指導を行っております。その中では，必要なバランスを考えて作った給食であるといった旨を伝えていきます。また，保護者にも試食会等を実施して，その中でいただきました意見を伺いながら，栄養価の高い給食の提供を続けていきたいといった旨の答弁をしております。

続きまして，14 番，尾作議員。項番 7，歴史教育について，(1) 史跡指定 100 周年を機に伝えるべきことについて，子どもが歴史に興味を持てるような取組を要望されております。100 周年子ども向けイベントについて御紹介するとともに，給食の天平メニューの提供では，それにあわせた文化財の展示をする学校もあり，学校と担当課で協力していくと答弁しております。

また，学校教育では小学校中学年が使用する社会科副読本で，令和 4 年度が武蔵国分寺跡史跡指定 100 周年であることに触れて，この年が大事な節目の年であることを学び取るような対応をしております。校外学習では，ふるさと文化財課の学芸員による説明も行っております。教員も，研修等で国分寺市の歴史を学ぶプログラムを組んでおります。100 年の節目を迎え，今後，この次の 100 年に向けても対応していきたい旨の答弁をしております。

15 番，高瀬議員です。項番 1，物価上昇による影響について，(2) 事業への影響について①学校給食について，物価高騰の状況を児童・生徒は体験をしており，実感につながる食育の検討をということです。子どもたちは発達段階について様々なことを学んでいると，実生活と食材の高騰，地産地消，あるいはエネルギーの削減等に結びつける役目として食育は大切であり，各学校の栄養士にも伝えていく旨の答弁をしております。

項番 6，共生と平和を地域から (1) 対話を大事にした国分寺市について，令和 4 年度の国分寺市教育委員会運営の基本方針の重点政策に，「すべての人を大切にすまちな宣言」に基づく取組の推進を掲げておりますので，その具体的な取組について御質問をいただい

ております。

教育委員会といたしましては、人権教育とこの宣言の理念を関係づけながら、各学校の工夫した取組を進め、子どもたちの具体的な行動につながるよう、推進していきたいといった旨の答弁をしております。また、日々の教育や暮らしの中で培われるものは大きいのではないかとといった御質問については、学校生活や家庭生活の中でも様々な体験を通して、この「すべての人を大切にする」という思いをしっかりと受け止め、それができるように指導していきたいといった旨の答弁をしております。

続きまして、16番、及川議員。項番3、小学校の教室増築について、資料請求をされましたので、資料について説明をしました。数年前、第十小学校は増築工事を行いました。また増築工事を予定していると、その点について、長期的な視野に立って行っているのか御質問がありました。以前の増築では、当時の児童数の推計をシミュレートして増築プランを立てた適切な対応であり、今回は、4月に施行された改正法に基づく35人学級に対応していくために、新たなシミュレーションに沿って行ったもので、引き続き計画的に進めていきたい旨の答弁をしております。また、市民に対しての説明も、適切な時期や方法なども含めてしっかりと検討していきたい旨の答弁をしております。

17番、小坂まさ代議員。項番1、乳幼児期の読み聞かせの取組について、読み聞かせの取組について御質問いただきました。小さい子どものおはなし会の取組を挙げ、実施状況について、また、未就学児の登録者数、貸出冊数は増加傾向にある旨の答弁をしております。ママ、パパ、赤ちゃんのためのブックリストの配布をこれまで3、4か月健診時に行っておりましたが、今回集団健診がなくなりましたので、その代わりにどのような形で配布をするのかという御質問については、産婦・育児相談や0歳児を対象とした離乳食講習会、乳幼児母性健康相談などでも配布をする旨の答弁をしております。

他の自治体ではブックスタート事業を行っておりますが、市では実施できないのかといった御質問をいただいております。読書支援だけではなく、母子保健や子育て支援に関わるものであるため、関係部署とも情報共有する中で、研究をしていきたいと答弁をしております。

項番3、長期化するコロナ禍における子どもたちへの影響について（1）子どものマスク着用について、御質問をいただいております。状況に応じてマスクを外すような声掛けが必要ではないかということです。熱中症リスクが高い場合などは、マスクを外すことをしっかりと指導している。子どもたちが自主的に判断して、時と場に応じたマスクの着用やマスクを外すことができるように、児童・生徒、保護者にもしっかりと周知をしていきたいと答弁をしております。

（2）子どもの抱えるストレスへの対応について、長引くコロナ禍で子どもたちに変化がないのかという御質問をいただきました。各学校に定期的に訪問して、子どもたちの様子を見た中では、制限がありながらもたくましく成長している姿が見てとれるが、様々な行動、行事や体験型学習が制限されている状況については、寂しい思いをさせているかも知れません。今後の教育活動において、行事の充実や、様々な体験活動を推進していきたい旨の答弁をしております。

また、長引くコロナ禍で、子どもたちがSOSを出しやすい環境づくりをとという御質問をいただきました。担任や養護教諭、スクールカウンセラー等の専門家を活用しながら、子どもたちの悩みに早期に気づき、支援できる体制を整えていきたいという旨の答弁をしております。

項番4、プラスチックごみの削減について(3)環境教育について、教育委員会としての取組について御質問をいただきました。第2次国分寺市教育ビジョンにおいて、環境教育を充実させることを示しております。第一中学校が、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校として研究を深めてきておりまして、その成果は全市に発信し、小学校とも連携をしながら研究をしてきております。今後も、環境教育の充実に努めてまいりたいと答弁しております。

18番、尾澤議員。項番6、アダプティブラーニングについて、状況について御質問がありました。ドリルコンテンツを活用して、朝学習や算数・数学の習熟度別学習にも活用している旨の答弁をしております。

特に特別に支援が必要な子どもについて有効ではないかといった御質問に対しましては、自分のペースで学べるところは極めて有効である。特にGIGAスクールのタブレットを活用した学びで推進できると考え、アダプティブラーニングの視点に立った指導を充実させていきたい。また、協働的な学びも重要な視点ですので、2つの視点を充実させていくという旨の答弁をしております。

19番、中山議員。項番1、物価高騰への対策を、(2)学校給食費への対応について、今後の食料料費の高騰への対応について御質問をいただいております。状況に応じて必要な対応を検討していく旨の答弁をしております。

項番2、新型コロナウイルス感染症対策の充実を、(1)エッセンシャルワーカーにPCR検査等の定期検査をについて、東京都で集中的、定期的検査を実施しており、学校でも実施しているのかという御質問をいただき、その実施状況について、答弁をしております。実施をしていない学校についても活用をという御質問をいただきましたが、検査は強要するものではなく、必要に応じて活用するよう学校に周知を図っていく旨の答弁をしております。

項番3、特別支援教育の充実を、(1)必要な子どもに必要な支援をについて、東京都が在籍期間を原則1年としたことで、保護者から不安の声が上がっており、必要な子どもには必要な期間の在籍を保障する運用になっているのかという御質問をいただきました。東京都では、節目の期間を設定することを、ガイドラインでも示されております。指導の継続が必要となることも聞いており、1年や2年で指導期間が終了するという事ではないと確認をしております。教育委員会としても、必要な子どもに必要な支援を行っていく考え方には変わりがないと答弁をしております。そのような内容の正確な説明は、しっかり行われているのかというような質問がありましたので、特別支援教室運営マニュアル等の説明を丁寧に行っている旨の答弁をしております。

また、「学校生活支援シート」について、支援シート作成の対象となる基準が今回明記されていないという御質問をいただきました。第3次では障害名等を記載し、作成の対象を明確にしておりました。今回は、特別支援学級及び特別支援教室在籍の児童・生徒と通常の学級における配慮が必要な児童・生徒についても必要に応じて作成を進めると記載をしておりまして、前回よりも第4次は柔軟な対応ができるということで、改善をした旨の答弁をしております。

(2)第4次特別支援教育基本計画(義務教育時)のパブリック・コメント及び公表の在り方について、公表された中に自分の意見が出ていないという指摘があったということで、具体的な意見がカットされているのではないかと御質問をいただきました。市のパブリック・コメント条例では、意見の概要を示すということになっています。また、類似

の意見は内容ごとに整理して公表することになっていきますので、それに従い、今回の意見も整理をしたという旨の答弁をしております。件数が減っているということですが、件数についても、まとめた中でカウントをしております。いただきました意見は、大切な意見として捉えており、今後の運用の中での参考にしていくという旨の答弁をしております。

項番4、教職員婦人科検診の再開をについて、令和2年で廃止され、再開を望んでいる声があるということでした。教育委員会は、ストレスチェックの実施や産業医・保健師の配置、教職員全体の健康を守るための一層の充実を図っており、今後も健康診断の受診等も積極的に呼びかけていくという答弁をし、現状等は、把握できるかについて検討していくという旨の答弁をしております。報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 16番及川議員から、小学校の教室増築についての質問が出ていますが、長期的な視野で行っているのかどうかについて、いつも市から非常に丁寧な児童生徒数等推計が出ており、しかもほぼ正しいため、いつも感心しています。わかる範囲で簡単に、何年分ぐらいを大体どのような推計で出されたのか、お伺いできればと思います。

教育総務課長 児童・生徒数推計は、教育委員会において、今年度の第3四半期中に、時点修正を行った新たな推計を示す予定です。その推計を踏まえ、今後適切に対応していきます。この推計は学務課が所管しておりますが、出生状況や周辺の開発等の様々な状況を踏まえて、総合的にそれらの要素を入れ込んで作成すると伺っております。今後、新たにその推計が示されますので、示されたら委員の皆様方にも御報告させていただければと考えております。

藤井委員 約何年先まででるのでしょうか。

教育総務課長 前年度は令和8年度当初までの数字が出ていますので、今年度の第3四半期には、令和9年度当初までの推計がお示しできると、現時点では考えております。

大木委員 中沢議員からの「ヤングケアラー支援について」、小坂まさ代議員からの「子どもの抱えるストレスへの対応について」などの質問に対して、例えばスクールソーシャルワーカーの増員や、様々な相談体制を、整備し、進めているという回答をしたということは、非常に良かった、安心したと思って伺いました。

体制を整えることはもちろん重要ですし、当然最初のステップになるということは認識しておりますが、ただ体制を整えるだけでなく、実際にどうすれば子どもたちがそこに声を出せるか。単に「そういう人がいますよ」「何かあったら相談してください」というだけでは、ハードルが高いと思います。特にヤングケアラーは、なかなか声を上げにくく、家庭の中では当然のことであって、自分が相談をする人間ではないという認識を持っていることが多いと伺っております。せっかく体制を整えていただいておりますので、子どもたちがどのような形であれば声を上げやすいかを、実際に現場の先生方、あるいは養護の先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとも連携して、検討を進めていただければと思います。

教育長 しっかりと環境を整えていきたいと思っております。

学校教育担当課長 まさに子どもたちが言い出しやすい環境づくり、それを進めていく体制を整えていくことに併せて、子どもたちにもSOSを出せる教育を行っておりますので、子どもたちから発信できるように努めていきたいと思っております。

ヤングケアラーは、どのような対応が必要か、市長部局ともしっかりと連携をしながら、

考えていきたいと思ひます。

辻委員 子どものマスク着用について、複数の議員から質問が出ており、市民の皆さんの関心も高いと感じました。学校現場では健康管理という面から、十分にマスクを着脱することの大切さの御指導はされていると思うのですが、質問と回答の中でも出ているとおり、マスクを外すことへ抵抗を持つ子どもへの配慮、外したほうがよい場面で外さない人に対して、別の圧力がかかることがないような配慮など、様々な種類の配慮が必要になってきているように感じます。

現場の先生方は大変だとは思いますが、健康被害や学校生活上で事故が起きないことを最優先に行い、人権侵害のようなこともないようにしていただきたいと思ひます。コロナ禍になってからの新たな課題で、手探りの中、大変だと思ひますが、ぜひ現場の先生方にも日々研究していただいて、取り組んでいただけたらと思ひました。

小坂まさ代議員の「子どもの抱えるストレスへの対応について」の答弁の中で、今のところ幸いなことに制限がありながらもたくましい成長をしている姿が見てとれるということは、私も運動会の視察などに伺って感じています。ただ、様々な行事や体験型学習が制限されていることも事実であり、この3年ぐらひの間に子どもたちに体験活動が不足していることを今後どのように補っていくか、これもコロナ禍で新たな課題だと思ひます。

昨年の国の調査では、学力は影響ないという結果が出ていますが、体験不足は否めないと思ひます。それが長期的にどのように影響が出てくるかも念頭に置きながら、今後どのように子どもたちに様々な体験をして、学力だけでなく豊かな人間性を育んでもらうために何ができるのか、引き続き考えていかなければいけないと思ひました。

教育長 御意見としてしっかり受け止めさせていただきたいと思ひます。体験の不足、また、体力も随分低下しているとも思ひます。そのような面をしっかり捉えながら、今後どう教育活動を充実させていくかを考えて実施をしていきたいと思ひます。

2 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 寄附の受領について御報告します。資料 No. 2 を御覧ください。市立第二小学校に対しまして、和楽器の琴1台とその付属品一式の御寄附をいただいています。学校からは、この寄附物品を音楽の授業等で活用していくと伺っています。

(意見・質疑の要旨)

なし

〔その他〕

大木委員 昨日、それから本日のテレビなどの報道で、立川の小学校でインフルエンザによる学年閉鎖があったという情報が流れました。国分寺市内は、学年閉鎖がないということ自体はわかりますが、何か情報などがございましたら、お教えてください。

学務課長 大木委員がおっしゃられたように昨日、報道があり、国分寺市では、そのような状況は、各学校から昨日、あるいは本日の朝の状況では報告をいただいている状況です。

引き続き注意深く、対応していきたいと思ひます。

大木委員 隣接している市で生じたことですし、この時期でのインフルエンザは非常に保護者の方も懸念されることだと思ひますので、引き続き、手洗いうがい等、学校でも御指導いただけるように注意深く見守っていただければと思ひます。

教育長 久しぶりのインフルエンザによる学年閉鎖というお声を聞きましたので、注意深く見守っていきたいと思います。

〔閉会〕

午前10時45分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

1 番

書山謙一

4 番

辻 亜希子

調製職員

廣瀬喜朗